

※先着順

令和4年度 市営住宅入居者随時募集 (R4.4.1更新) (世帯向け／単身向け)

● 募集要項 ●

- 1. 申込受付期間** 通年受付(平日 8:30から17:15まで)
※ただし、住宅一覧の更新日(4月・8月・12月の市役所の第1開庁日)の8:30から9:00までに来庁された方は、申込順の抽選を行います。
※更新日の1週間前に募集対象住宅一覧を配布します。
受付は更新日からになります。
- 2. 申込書受付先** 久留米市 都市建設部 住宅政策課 (市役所13階)
※各総合支所、各市民センターでの受付はしていません
※郵送、電子申請での申込みはできません
- 3. 申込方法** 住宅政策課窓口にて、申込書を記入・提出
※本庁13階の住宅政策課窓口でのみ、対象住宅の一覧と申込状況を掲示しております
- 4. 注意事項** ※定期募集との重複申込みはできません
※通常、申込みから約1ヶ月半～2ヶ月後に入居契約となります。ただし、お部屋によっては例外もございますので、詳細は窓口までお問い合わせください

久留米市 都市建設部 住宅政策課 (市役所13階)

住所: 〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話: 0942-30-9086 FAX: 0942-30-9743

● 申込み資格 ●

入居の申込みができる方は次の条件をすべて満たす方に限ります。
(入居者資格は、**申込日**を基準日として審査します。)

(1) 下記の同居者に関する要件を満たす方

【2人以上で入居される場合】

次の同居親族がある方

- ・ 配偶者(住民票の続柄が「未届の夫」または「未届の妻」の方を含む)
- ・ 婚約者(ただし入居指定日には入籍の状態にあること)
- ・ 6親等以内の血族または3親等以内の姻族

※ 戸籍上離婚していない夫婦の一方とその子等の世帯(別居状態)は原則認めません。
ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に該当する世帯は除きます。

【単身で入居される場合】

次の各号(ア～コ)のいずれかに該当する方

- ア. 60歳以上の方
- イ. 身体障害者で、障害が1級～4級程度の方
- ウ. 精神障害者で、障害が精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度の方
- エ. 知的障害者で、障害が療育手帳重度、中度又は軽度の方
- オ. 戦傷病者手帳の交付を受けた方で、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症までまたは第1款症の方
- カ. 原子爆弾の被爆者で医療交付について厚生労働大臣の認定を受けている方
- キ. 生活保護を受けている方
- ク. 海外からの引揚者で、5年を経過していない方
- ケ. ハンセン病療養所入所者等の方
- コ. DV被害者で、配偶者暴力防止等法に基づく、一時的な保護又は保護が終了して5年を経過していない方
若しくは保護命令の申し立てを行った方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方

※ただし、単身で入居していただくため、身体上、または精神上の理由で常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができない、または、受けることが困難であると認められる方は申込みできません。
必要に応じて、面接又は福祉部局への照会等を行うことがあります。

(2) 現在、住宅に困っている方(原則として持ち家のないこと)

(3) 申込者が久留米市内に居住しているか、または勤務先が市内である方

(4) 入居しようとする方全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でない方

(5) 日本国籍の方、または下記のいずれかに該当する外国人の方

- ・ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)第22条第2項(第22条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により永住許可を受けた方
- ・ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)第3条、第4条および第5条に定める特別永住者として許可を受けた方
- ・ 1年以上の在留期間が決定されている中長期在留者の方

(6) 成年(民法753条の規定により成年とみなされる方を含む)の方

(7) 公営住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が158,000円以下(裁量階層は214,000円以下)の方

改良住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が114,000円以下(裁量階層は139,000円以下)の方

(8) 過去において市営住宅等に入居していた方については、不正な使用(無断退去・家賃滞納等)などをしたことがない方

(9) 原則、次の条件を満たす緊急時の連絡先を確保できる方

- ア 親族であること。
- イ 久留米市内に居住していること。
- ウ 個人の場合、20歳以上の成年(民法753条の規定により成年とみなされる者を含む)であること。

(10) 入居する世帯全員が、入居する住宅における共同生活を円満に営むことができる方

○● 随時募集住宅一覧 ●○

R4.4.1(金)更新

次回更新予定日:8月1日(月)

【注意事項】 ※1 間取りの「注」は、住宅によって広さが異なります。

※2 家賃は、入居者の世帯収入等にもとづいて毎年度算定します。

家賃の他に、階段灯の電気代等の共益費や自治会費等が必要です。

※3 駐車場は原則、住宅1戸につき1区画契約可能です。契約には別途条件があります。

【世帯向け市営住宅】

※単身での申込みはできません。(「単身可」の住宅を除く)

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地 (校区)	備考
								最低額	最高額						
1	十二軒屋団地 2棟20号	5階	S54	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	56.8	18,200	36,400	公営	風呂釜	○	×	西町(南)	
2	北牟田山団地 4棟305号	3階	S61	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	63.5	22,400	47,000	公営	風呂釜	×	×	南3丁目(南)	
3	北牟田山団地 6棟106号	1階	S62	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	63.5	22,700	45,900	公営	風呂釜	×	×	南3丁目(南)	
4	北牟田山団地 8棟102号	1階	S62	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	63.5	22,700	45,900	公営	風呂釜	○	×	南3丁目(南)	
5	北牟田山団地 11棟101号	1階	H1	5階建	×	6/6/6帖 DK	61.1	22,500	40,300	公営	風呂釜	○	×	南2丁目(南)	
6	北牟田山団地 12棟401号	4階	H1	5階建	×	6/6/6帖 DK	61.1	22,500	40,300	公営	風呂釜	○	×	南2丁目(南)	
7	長門石団地 9棟18号	4階	S52	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	56.8	17,500	34,600	公営	風呂釜	○	×	長門石4丁目(長門石)	
8	長門石団地 9棟20号	5階	S52	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	56.8	17,600	35,100	公営	風呂釜	○	×	長門石4丁目(長門石)	
9	長門石団地 12棟19号	5階	S53	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	56.8	17,900	35,800	公営	風呂釜	○	×	長門石4丁目(長門石)	
10	東合川団地 2棟504号	5階	S56	5階建	×	6/6/6帖 DK	64.1	21,000	39,700	公営	風呂釜	○	×	東合川新町(合川)	
11	東合川団地 3棟201号	2階	S57	5階建	×	6/6/6帖 DK	64.1	21,500	41,400	公営	風呂釜	○	×	東合川新町(合川)	畳・襖・清掃済
12	東合川団地 4棟403号	4階	S57	5階建	×	6/6/6帖 DK	64.1	21,400	40,800	公営	風呂釜	○	×	東合川新町(合川)	畳・襖・清掃済
13	東合川団地 4棟501号	5階	S57	5階建	×	6/6/6帖 DK	64.1	21,400	40,800	公営	風呂釜	○	×	東合川新町(合川)	
14	東合川団地 6棟20号	5階	S55	5階建	×	6/6/6帖 DK	64.1	20,700	39,800	公営	風呂釜	○	×	東合川新町(合川)	
15	東合川団地 7棟12号	1階	S55	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	56.8	18,600	37,200	公営	風呂釜	○	×	東合川新町(合川)	
16	北田団地 1棟403号	4階	S58	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	63.5	21,500	28,300	改良	風呂釜	×	○	上津町(南)	
17	大善寺団地 1棟301号	3階	S62	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	57.9	20,500	42,400	公営	風呂釜	○	○	大善寺南2丁目(大善寺)	
18	大善寺団地 1棟405号	4階	S62	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	57.9	20,500	42,400	公営	風呂釜	○	○	大善寺南2丁目(大善寺)	
19	大善寺団地 1棟406号	4階	S62	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	57.9	20,500	42,400	公営	風呂釜	○	○	大善寺南2丁目(大善寺)	
20	大善寺団地 3棟401号	4階	H1	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	57.9	21,100	41,800	公営	風呂釜	○	○	大善寺南2丁目(大善寺)	

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地 (校区)	備考
								最低額	最高額						
21	大善寺団地 3棟502号	5階	H1	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	57.9	21,100	41,800	公営	風呂釜	○	○	大善寺南2丁目(大善寺)	
22	大善寺団地 4棟401号	4階	H4	5階建	×	6/6/6帖 DK	61.1	23,200	46,200	公営	給湯器	○	○	大善寺南2丁目(大善寺)	
23	大善寺団地 6棟205号	2階	H5	5階建	×	6/6/6帖 DK	61.1	23,500	48,000	公営	給湯器	○	○	大善寺南2丁目(大善寺)	
24	大善寺団地 6棟304号	3階	H5	5階建	×	6/6/6帖 DK	61.1	23,500	48,000	公営	給湯器	○	○	大善寺南2丁目(大善寺)	
25	出島団地 2棟501号	5階	H3	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	57.9	21,700	43,100	公営	給湯器	○	○	大石町(京町)	
26	出島団地 4棟404号	4階	H5	5階建	×	4.5/6/6帖 DK	57.9	22,300	45,600	公営	給湯器	○	○	大石町(京町)	
27	大町団地 11号	1階	S59	2階建	×	4.5/6/6帖 DK	62.2	21,100	36,700	公営	給湯器	○	×	田主丸町殖木(田主丸)	メゾネット/湯み取りテレビ配線等自己設置
28	田主丸団地 D棟302号	3階	H11	3階建	×	洋/6/6帖 DK	65.6	26,000	55,500	公営	給湯器	○	○	田主丸町田主丸(田主丸)	
29	中小路住宅 301号	3階	H3	4階建	×	6/6/6帖 DK	61.1	22,600	41,600	公営	給湯器	○	×	城島町下田(城島)	

【単身者向け市営住宅】

※単身の方で、裏面の「単身で入居される場合」のA～コのいずれかに該当する方が申込みできます。

住宅番号	住宅名 棟・号	階	建設年度	構造	エレベーター	間取り ※1	面積 (㎡)	家賃(円) ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地 (校区)	備考
								最低額	最高額						
30	高良内団地 5棟19号	5階	S46	5階建	×	洋/4.5/6帖 DK	40	11,700	21,000	公営	給湯器	○	×	青峰3丁目(青峰)	
31	長門石団地 4棟10号	5階	S49	5階建	×	4.5/4.5/6帖 DK	46.6	14,300	27,500	公営	給湯器	○	×	長門石4丁目(長門石)	
32	長門石団地 5棟20号	5階	S50	5階建	×	4.5/4.5/6帖 DK	51.1	15,900	31,600	公営	給湯器	○	×	長門石4丁目(長門石)	
33	長門石団地 7棟29号	5階	S50	5階建	×	4.5/4.5/6帖 DK	51.1	16,000	32,000	公営	給湯器	○	×	長門石4丁目(長門石)	

市営住宅へ入居申込みをされる皆様へ(必ずお読みください)

(1) 共同住宅のルールは守る義務があります。

ペット飼育(餌付け含む)・騒音・不法駐車等で、他人に迷惑をかけてはいけません。
その他、法令・条例等で定められているルールを守っていただきます。

(2) 管理組合(自治会等)の活動にご協力ください。

外灯・階段灯・エレベーター等の電気代や共有水栓の水道代など、入居者が共同で使用する費用は、共益費として家賃以外に入居者全員で負担していただきます。

また、共同住宅で気持ちよく生活するためには、清掃活動など管理組合(自治会等)へ積極的に参加・協力していただく必要があります。

また、住宅もしくは棟ごとに入居者による推薦で、住宅管理人をしていただく場合があります。

(3) 家賃を延滞すると、住宅の明渡しを求められます。

家賃のお支払いを3ヶ月以上滞納すると、入居許可の取消し、住宅の明渡し(法的措置)を求められることがあります。

(4) 敷金は、入居時の家賃の3ヶ月分です。

入居資格審査の後、カギ渡し(入居契約)の時に、お支払いをお願いします。

(5) 網戸・カーテンレール・換気扇のご用意が必要です。

市営住宅には原則、網戸・カーテンレール・換気扇を設置していませんので、入居者自身で用意していただきます。

(6) 退去の際は、負担していただく補修費用があります。

退去の際、畳の表替え、襖・障子の張替えの費用を負担していただきます。

● 契約までの流れ ●

